

京都市上下水道局告示第28号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

令和8年9月1日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 下水を排除すべき区域及び下水を処理すべき区域

山科区大宅古海道町52

山科区大塚野溝町2-2

山科区勧修寺丸山町1-72

山科区大宅山田25他

山科区大宅向山23-1他

山科区大宅向山10-5他

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和8年9月1日

3 排水施設の位置

山科区大宅古海道町52

山科区大塚野溝町2-2

山科区勧修寺丸山町1-72

山科区大宅山田25他

山科区大宅向山23-1他

山科区大宅向山10-5他

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

伏見区石田西ノ坪2

石田水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)